

# 生命保険 団体扱いのご案内

現在ご加入の生命保険を団体扱いにしませんか?

個人扱いの生命保険を団体扱いすることで保険料が割引になります。  
現在、8生命保険会社と契約しています。

団体扱い可能な  
生命保険会社

日本生命、ジブラルタ生命(旧セゾン生命分離く)、  
第一生命、富国生命、朝日生命、三井生命、明治安田生命、住友生命



**保険料が 約1~3%軽減** ※月払い契約のみ

(契約内容等によって割引率が異なりますので、ご契約の保険会社にご確認ください)



**新規契約はもちろん 既にご加入のご契約からも変更可能**

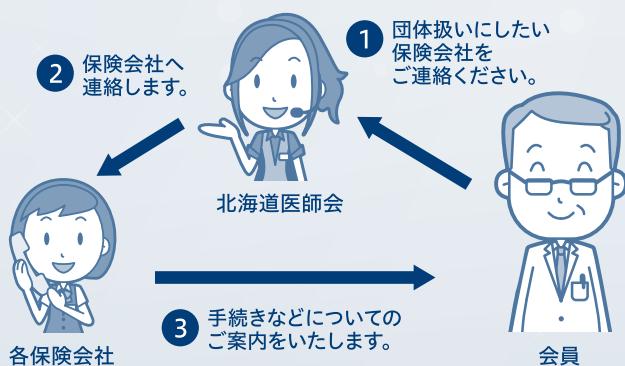
※団体扱いに変更しても契約内容や担当者等は変わりません



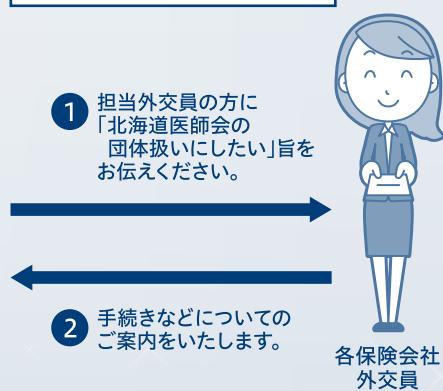
**保険料は、国保診療報酬より引きか毎月5日に  
口座振替で控除** (全国の提携金融機関をご利用いただけます)

北海道医師会の団体扱いにする旨を保険会社の外交員または北海道医師会までご連絡ください。

各保険会社の担当外交員がいない場合



医療機関に各保険会社の  
担当外交員が訪問している場合



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、メットライフ生命2社と北海道医師会が協定を締結し、  
生命保険の団体扱いを予定しております。

詳しくは裏面をご覧ください。

## 「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命」、「メットライフ生命」の団体扱いについて

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、メットライフ生命2社と北海道医師会が協定を締結し、生命保険の団体扱いを予定しております。

- 団体扱いは、契約者が北海道医師会会員であることが契約の必須条件です。(個人契約者に限る)
- 団体扱い対象の保険種類は、年金保険、終身保険、医療保険等です。(※各保険会社にご確認ください)
- 団体扱い対象契約数が、23名以上となった時点から、団体扱いの手続きに入らせていただきます。
- 保険料は、開業医は国保診療報酬より引去、勤務医は毎月5日に全国の金融機関ご指定口座より控除いたします。(毎月の送金手数料はかかりません)

※北海道医師会を退会された場合は、団体扱いができなくなります。(当会より入会の意思を必ず確認します)  
※団体扱い対象契約数が20名未満となった場合、割引が適応されなくなりますが、保険料の控除は継続となります。再び20名以上の契約数となった時点で割引が再開されます。

### 団体扱いの手続き手順について

(個人情報の取扱いについて)  
標記2社との団体扱いの手続きにおいてご記入いただいた個人情報は、北海道医師会および団体契約2社との間で相互提供いたします。

**1** 下記、「団体扱い希望連絡票」に必要事項をご記入の上、当会までご返送ください。

**2** 団体扱い対象件数が23名となった時点で当会より「団体扱い加入申込書」を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。

**3** 当会にて、団体扱いの手続き終了後、保険料控除が開始となります。

北海道医師会行(FAX:011-221-5070 または MAIL:hoken@m.doui.jp)

### 団体扱い希望連絡票

フリガナ		〒	
お名前 (保険契約者名)		郵送先 住所	

団体扱いご希望のご契約について「生命保険会社名」と「証券番号」をご記入ください。

生命保険会社名	保険証券番号	生命保険会社名	保険証券番号
生命		生命	

※団体扱い対象契約数が23件以上になり次第、ご指定の郵送先に手続き書類を送付いたします。